

## 告 示

### 埼玉県告示第千百十九号

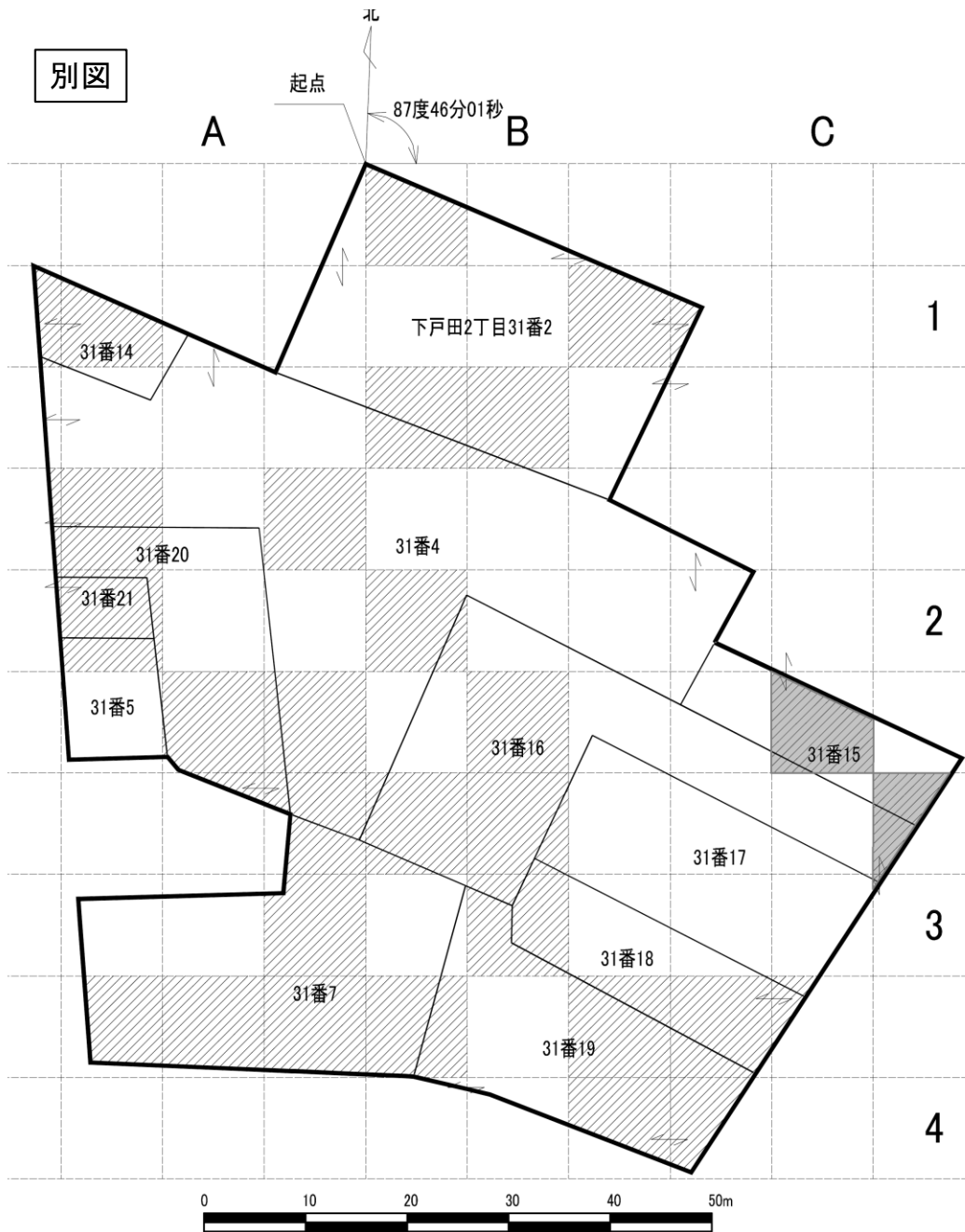
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千六百八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。



平成二十九年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番二の一部、三十一番四の一部、三十一番五の一部、三十一番七の一部、三十一番十四の一部、三十一番十六の一部、三十一番十七の一部、三十一番十八の一部、三十一番十九の一部、三十一番二十の一部及び三十一番二十一）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



凡 例	
-----	単位区画
←	区画統合
—	筆境界
—	敷地境界
	既に指定が解除された区画
	形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

**【起点】**  
 起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2の最北端とする。

**【格子の回転角度(87度46分1秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。